

## 大津市議会と草津市議会との連携協力に関する協定書

大津市議会（以下「甲」という。）と草津市議会（以下「乙」という。）とは、これまでに築いてきた相互協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、人口減少社会を迎え行政課題が複雑・多様化し、広域化する中であって、甲及び乙が、包括的な連携の下に協力関係を構築することにより、両市議会の更なる活性化と両市の更なる発展につなげることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携し、及び協力するものとする。

- (1) 広域的な行政課題の検証及び検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会議等）

第3条 甲及び乙は、前条に定める連携協力事項を具体的に協議するため、甲及び乙の議員で構成する会議等を設置することができる。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から本協定に係る改廃の申入れがないときは、本協定は更に1年間、同一の内容で更新されたものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年4月24日

（甲） 大津市議会  
議長

仲野弘子



（乙） 草津市議会  
議長

瀬川裕海

